

## 2025 年度後期日程入学試験問題（民事訴訟法）解説

### 問(1) (配点:25 点)

本問では、本件訴訟(前訴)の訴訟物(XのYに対する売買契約に基づく所有権移転登記請求権)と後訴の訴訟物(YのXに対する所有権に基づく建物明渡請求権)は、同一、先決、矛盾関係にないため、前訴判決の既判力(民訴114条1項)が後訴に作用しないことが前提となる。そのうえで、Yが、後訴において、錯誤を理由に売買契約の取消しを主張して本件建物の明渡を求めることが、信義則(民訴2条、最判昭51・9・30民集30巻8号799頁〔百選6版74事件〕参照)または争点効(最判昭44・6・24判時569号48頁〔百選6版79事件〕はこれを否定する)によって遮断されないのかを検討することになる。その検討にあたっては、本件訴訟(前訴)において、Yは錯誤の主張をしていないが、詐欺を主張して本件売買契約の有効性を争い、裁判所が本件売買契約は有効に成立していると判断したことをどのように評価するか、ということがポイントになる。

### 問(2) (配点:25 点)

本件訴訟は、XYによる馴合い訴訟でないため、本問では、権利主張参加(民訴47条1項後段)の可否が検討の対象となる。権利主張参加の要件である「訴訟の目的の全部もしくは一部が自己の権利であることを主張する」とは、原告の請求と参加人の請求とが論理的に両立しない場合であると一般に解されている。もっとも、本問のような、不動産の二重譲渡事例における権利主張参加の可否については、請求の非両立性の意義が問題となり、見解が対立している。本問におけるZの申出が権利主張参加の要件を満たすとする立場からは、請求の両立を判決内容の実現可能性のレベルで考え(「請求の趣旨レベル」とも呼ばれる)、現実に移転登記が可能であるのはXかZのどちらか一方に対してであるので、Xの請求とZの請求とは論理的に両立しないと説明することになる。これに対し、本問におけるZの申出が権利主張参加の要件を満たさないとする立場からは、請求の両立を実体法のレベルで考え、XY間の売買契約とZY間の売買契約が有効であれば、Xの請求とZの請求はともに認容が可能であるので、Xの請求とZの請求とは論理的に両立すると説明することとなる。解答にあたっては、どちらの立場を採用するにしても、権利主張参加の制度趣旨を踏まえ、請求の非両立性の意義を上記のように解する根拠を説得的に述べることが期待される。